

気象状況等による休講等の措置について

台風の接近等の気象状況による休講等の措置について

気象状況等の対応が必要と判断された場合は、開講日の前日中に、教育企画課において協議して、開講もしくは休講の判断を行う。

なお、講習開始時間を繰り下げて開講する場合、繰り下げ時間は最大でも2時間までとする。

交通機関の不通に伴う休講等の措置について

災害等による損壊・停電等又はストライキ等による交通機関の不通の場合は、複数の交通機関による不通でない限り、平常どおり講習を行う。

なお、事故等により他の交通機関への振替輸送が実施されている場合は運行しているものとみなす。

地震災害等による休講等の措置について

大規模地震等の災害の発生、若しくは警戒宣言が発令された場合における講習について次の措置とする。

1. 地震の発生により、建物の崩壊又は崩壊のおそれがある場合並びに受講者に相当数の傷害を及んだ場合、または及ぶ恐れがある場合は直ちに休講とする。
2. 大規模地震対策特別措置法（大震法）による警戒宣言が発令された場合は、発令後の講習は休講とする。
3. 講習を休講にした場合は、状況を勘案しつつ判断し講習の開講について別途受講者へ連絡する。

確認方法

休講等の措置については、以下により確認すること。

1. 教員免許状更新講習受付サービスシステムのトップページに掲載しているので、各自アクセスして確認すること。
2. 本学のホームページから教員免許状更新講習受付サービスシステムへアクセスできる。
3. 教員免許状更新講習受付サービスシステムは以下 ↓

ここから確認 クリックしてください。